

小松島市消防団協力事業所表示制度始まる 認定事業所『第1号』は社会福祉法人和田島福祉会かもめ保育園

市では、地域の消防防災力の

充実強化等の一層の推進を図ることを目的に、本市消防団に積極的に協力している事業所またはその団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するため必要な事項を定めた、市消防団協力事業所表示制度を1月1日から施行しました。

この制度に基づいて社会福祉法人和田島福祉会かもめ保育園を、6月1日、第1号の協力事業所として認定し、6月6日、稲田米昭市長から大和祐子園長へ認定証が手渡され、表示証を交付



稲田市長から認定証を受け取る大和園長（左）

しました。

かもめ保育園では、約30年前から消防団活動への協力を続けており、平成15年からは地元第25分団へ従業員であるご息子が入団をされ、平成17年5月には本市消防団初の女性消防団員として4名、平成19年11月には2名が入団されています。

1名は退団されましたが、現在も男性1名、女性5名の合計6名が活動されるなど、事業所をあげて協力・活動されている現状は、ほかの事業所の模範となっています。

交付式で稲田市長は「安全・安心して暮らせる街づくりは行政の責務ですが、行政だけでは対応が難しい部分もあります。地域の安全・安心を確保いただ

いている消防団では、消防団員のサラリーマン化など昼間に団員が集まらないと言った厳しい社会環境があります。このような状況の中、事業所に率先して協力いただけるのはありがたいことで、感謝申し上げます」と



交付された消防団協力事業所表示証

述べられました。

大和園長は「消防団協力事業所第1号に認定され、誠に光栄です。子どもを育てるなかで命の尊さを教えて行くうえでも、社会貢献団体に加盟していることは大きな力になっていくと考えています。今後とも、消防団にはできる限りの協力をしていきたいと思っています」と述べられていました。

◆消防団協力事業所表示制度

消防団員の就業形態の大きな変化によって、団員の被雇用化（サラリーマン化）率の増大による団員の減少、昼間の防災能力の低下などを防ぐことを目的として、平成19年1月に消防庁が設けた

制度です。

◆認定基準

- ①従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
 - ②従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - ③災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
 - ④従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
 - ⑤その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等
- 前記①から⑤までのいずれかに適合していると認められた場合認定されます。

◆交付申請および推薦

協力事業所としての認定および表示証の交付を受けようとする事業所等は、所定の申請書により市長に申請が必要です。消防団長等は、事業所を市長に推薦することができます。

競輪補助事業を受けて 老人福祉施設 移送車を納車

平成19年度競輪補助事業（福祉車両の整備補助事業）を受けて、このほど社会福祉法人愛心会に移送車（車イス仕様・スロープ式）1台が納車されました。

今後この車両は、特別養護老人ホーム千歳苑のショートステイやデイサービスを利用される方の送迎用車両として使用されます。

